

報道関係者 各位

平成 24 年 4 月 13 日

【照会先】

健康局 がん対策・健康増進課

保健指導室長 尾田 進(内線 2390)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2190

今後の特定健診・保健指導の在り方について ～「健診・保健指導の在り方に関する検討会」中間とりまとめ～

厚生労働省では、平成 23 年 12 月から「健診・保健指導の在り方に関する検討会」(座長：永井良三 自治医科大学 学長)を、計 5 回開催してきました。このほど「特定健診・特定保健指導」に関する今後の対応について、中間的なとりまとめを行いましたので公表します。

本検討会は、国の健康づくり対策の一環としての健康診断・健康診査、保健指導などの在り方について、専門的な見地からの検討を行うもので、今回、「特定健診・特定保健指導」について、制度創設以来の知見を踏まえて課題の検討を行いました。

その結果、考えられる対応策を「当面の対応」として、以下のようにとりまとめました。

<「当面の対応」の概要>

- 腹囲を保健指導対象者選別の第一基準としていることを含め、特定健診・保健指導制度の在り方について、客観的なデータや明確な知見に基づいた議論が行えるよう、データの蓄積を進めるとともに、計画的な研究・調査を行っていく必要がある。
- 腹囲などの基準に該当しない特定保健指導の非対象者に対して、個々のリスクに着目した対応が適切に行われるよう、保健指導者向けの「標準的な健診・保健指導プログラム」の中に指針を明記する。
- 健診項目に血清クレアチニン検査(※1)を追加することが望ましいため、国が医療保険者などとの協議調整に努めることを求める。
- 特定保健指導に関しては、ポイント制(※2)などについて一部見直しを行い、血圧や喫煙に着目した保健指導の充実を図る。

※1：腎機能の状態を確認するための検査。

※2：保健指導の客観的指標として導入。指導内容によりポイントが定められており、完了には 180 ポイント必要。